

私存候は、御本丸西の御丸の内の坪數さへ露顯不仕候は、其外の向の義は不苦義にて御座候は、此下繪圖の義は、板行に被仰付候ては如何可有御座候や、然ば世間の重寶にも可罷成事と存候と申上ければ御老中方何れも御聞被有、其元御申の通り尤の事に候間、左様に可申付、板行出來申候は、手前共方にも一枚づ、所望の由御申に付、然ば彌々板行致させ可申と御申上、安房守殿には御老中方御覽の前にて、繪圖の中の切りぬきて有之處を取りはなされ、小刀を以て細に切り破り、鼻紙に包み給ひ、御坊主衆に是を焼捨させられ候へと有之被渡る也、其後遠近道印と申し書物屋方へ渡り、板行出來候節、安房守殿より差圖被有御老中方を初め、御役人方へは板行の繪圖一枚づ、書物屋方より進上仕り、其後世上へも廣りし由、右酉の年大火事以後、御當地の義おびた、敷廣り候へ共、其所々には公儀よりの御構ひも無之に付、書物屋方より人を廻し、手前見合に仕り、右の繪圖に書加へ候を以て、委細を不存る者は、始終道印が自作と取り沙汰仕るよしなり、

〔泰平年表 常憲院〕元祿十年閏二月廿六日、大目付仙石伯耆守久尚が奉りし六十餘州輿地圖の事を、安藤筑後守に命ぜらる、此國繪圖井郷帳、今御文庫に現存して、新國繪圖と云、此時の掛り寺社能勢出雲守賴恒、勘定頭松平美濃守重良也、此時の令條二通有、其一條に、壹万石已上井寺社領は、其頃々支配より書付添候て差出候様可被相觸候事、一御書物藏有之國繪圖當分借渡し、一覽已後返候様可被申渡候事とみえたり、

〔日本國郡沿革考一 總說〕元祿十年、幕府始造國郡之圖籍、是謂御國繪圖、檢天下田圃及糧額等之數、是謂御高調、享保六年再檢、東武廣錄載、寛延三年所檢糧額之數云、高二千五百七十、八萬六千八百九十五石餘據、是則是歲亦檢料額之數、

〔吹塵錄二 地域及田制〕地圖小記

我邦從古以來全國の地圖不備、或は有之も兵亂の際に湮沒して不傳歟、これ大缺典にして、其沿革荒開唯口牌に傳へ、其真を察するに由なし、正保元年、國・郡・圖諸城の圖成りて、是を政府に